

発議第2号

「こども庁」の設置を求める意見書案

「こども庁」の設置を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛て提出するものとする。

令和3年6月22日提出

提出者 和歌山市議会議員

丹羽直子

中谷謙二

中尾友紀

戸田正人

尾崎方哉

## 「こども庁」の設置を求める意見書案

新型コロナウイルス感染症による混乱が続いた令和2年は、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し、自ら命を絶った児童生徒は500人近くに上る一方、平成30年に公表された厚生労働省による「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」では、子育て関連支出の対GDP比率は1.7%と、先進諸外国と比較しても著しく低水準となっている。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長、発達を力強くサポートしていくことの重要性が叫ばれている中、今こそ国及び地方行政が強力に連携して取り組むべき課題であることは論を俟たない。

地方行政の現場では、子供、子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられており、妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など、多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力している。しかしながら、国においては一元的な窓口が存在しないため十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応が図れない状況に苦慮しており、また、必要な施策を進める上で財政的制約も深刻な状況にある。

よって、子供政策の充実を図るため、国に対し下記の事項を実施するよう強く求める。

### 記

1. 専任の大臣の下で強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。
2. 自治体間での格差が生じないよう国が主導し、国、都道府県、市区町村の連携体制を構築すること。
3. 自治体の子供政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。